

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
第六十五条の九の八	経営情報
第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)	8. 経営情報
イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人番号</li> <li>・会計年度</li> <li>・決算月</li> <li>・会計期間</li> <li>・法人等の採用している会計基準</li> <li>・消費税の経理方式</li> <li>・サービスの種類</li> </ul>
ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容	事業所又は施設の収益及び費用の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計の区分状況</li> <li>・会計期間</li> <li>・障害福祉サービス等事業収益</li> <li>・障害福祉サービス等事業費用</li> <li>・事業外収益</li> <li>・事業外費用</li> <li>・特別収益</li> <li>・特別費用</li> <li>・法人税、住民税及び事業税負担額</li> <li>・複数の障害福祉サービス事業の有無</li> <li>・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他)</li> <li>・医療における事業収入</li> <li>・医療における延べ在院者数</li> <li>・医療における外来患者数</li> <li>・介護サービスにおける事業収益</li> <li>・介護サービスにおける延べ利用者数</li> <li>・就労支援事業・授産事業収益</li> <li>・措置費収益</li> <li>・その他の事業における収益</li> </ul>
ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項	職種別の職員数・職員給与の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力単位</li> <li>・常勤・非常勤ごとの把握状況</li> <li>・職種別の常勤職員の人数</li> <li>・職種別の非常勤職員の人数</li> </ul>
ニ その他必要な事項	